

## 令和８年度 国際交流事業業務委託仕様書

### １．適用範囲

本仕様書は、委託者である名護市教育委員会（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に発注する「令和８年度 国際交流事業業務委託」に適用する。

### ２．業務の目的

本事業は、AI 英語学習アプリを活用することにより、正しい発音や表現を練習することが可能となり個々のニーズに応じた、より深い外国語の学びに繋げることができる。また、オンライン国際交流の実施については、学んだ英語を実践する機会を創出し、外国の同世代とオンライン交流を行うことにより、コミュニケーション能力の向上や学習意欲の向上だけでなく、グローバルな視野を育むことができる。

以上のことを踏まえ、生徒の英語力向上や教育環境の充実、国際理解の推進、英語によるコミュニケーション力の向上を図ることを目的として、国際交流事業を委託する。

### ３．業務履行期間

契約の締結日から令和９年３月１９日まで

### ４．業務内容

本業務は、以下のとおりとする。なお、業務の詳細については、乙のより良い提案を基に協議のうえ決定する。

実施対象：AI 英語学習アプリ 中学１年生～３年生（約２,１１０人）

オンライン国際交流 中学１年生～２年生（約１,３８０人）

※実施予定人数については、令和８年７月１日現在の在籍数を参考としている。

#### （１）運用・保守業務

##### ①問合せ対応

- ・運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に訪問またはオンライン等で、運用支援を行うこと。

##### ②障害対応

- ・障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の

役割を担い、必要に応じて乙の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。

- ・障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
- ・障害発生連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、甲へ報告すること。
- ・重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を甲へ提示すること。
- ・導入したサービス（システム）において、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、甲と協力し、対応及び原因究明を行うこと。

## （２）学校サポート業務

- ①AI 英語学習アプリの導入及び授業実践事例の作成や提案・研修の実施。  
（各学年での年間計画や使用例、教科書の単元計画に沿った具体的な使用例の提案等）
- ②オンライン国際交流実施時の学校への支援、フォローアップ。

## （３）打ち合わせ・会議の開催

- ①業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を定期的を開催することとし、それ以外にも、甲からの求めに応じて随時対応するものとする。

## （４）各種報告書等の作成・提出

- ①実績報告書を作成・提出すること（事業の総括、成果、課題、今後の方向性、考察等をまとめた報告書）
- ②効果測定レポートを作成・提出すること（収集データ及び収集データの客観的分析（成績変化、アンケート結果、活用状況等）がまとめられたレポート）
- ③授業における単元計画を作成・提出すること（学年別の有効な導入時期、頻度、指導ポイントなどの活用パッケージ）
- ④生徒及び教員へアンケートを実施し、提出すること。（アンケート等の項目は甲と協議の上、効果的な事業実施に資する内容とする。）

## （５）各報告書の作成にあたっての評価指標

- ①生徒の学習意欲・関心
  - ・アンケート調査（学習意欲、楽しさ、AI 英語学習アプリへの関心度）
  - ・AI 英語学習アプリの利用ログ（利用頻度、学習時間）
- ②生徒の英語力向上
  - ・AI による音読採点スコアの推移
  - ・スピーキング等によるコミュニケーション能力の変化
- ③国際理解の深化

- ・国際交流後のアンケート調査（異文化への理解度、関心度）
- ・国際交流における生徒の発言・参加状況（教員による評価）
- ④教員の授業改善・負担感
  - ・教員アンケート・ヒアリング（授業改善効果、業務負担感の変化）

## 5. 基本条件

### （１）AI 英語学習アプリ導入・利用における基本要件

- ①英語教育デジタル教材はWEBブラウザ上での利用で（GoogleChrome に対応していること）データ保存先はクラウドとする。
- ②学習項目については、以下の機能を有すること。
  - ・話す（発表・やり取り）
  - ・書く（単語・文法）
  - ・聞く
  - ・読む
- ③生徒が自分の採点記録や学習状況を確認及び保存できること。
- ④生徒の在籍する学校の教諭が課題を事前に作成及び編集できること。
- ⑤生徒の在籍する学校の教諭が生徒の採点記録や学習状況を確認及び保存できること。
- ⑥必要に応じて操作研修を実施すること。

### （２）ICT を活用したオンライン国際交流に関する業務

- ①導入したAI 英語学習アプリの活用を踏まえたオンライン国際交流を中学校1年生及び2年生を対象に実施すること。
- ③必要に応じて生徒向けオリエンテーションを実施すること。

## 6. 業務の実施及び事務管理について

### （１）事業実施計画の策定

業務責任体制、業務内容及び研修・保守業務（予定実施回数）などのスケジュール等を示した事業実施計画書を甲に提出し、承諾を得た上で委託業務を実施すること。

ただし、学校の長期休業期間は交流事業の実施は想定していない。

業務の進め方や実施について甲、学校側との打ち合わせや調整を行うこと。

### （２）業務・事務体制

業務責任体制の明確化等本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び専任の担当者（甲との連絡調整担当者）、次に定めるコーディネーター等を配置するとともに、業務責任体制を明らかにすること。

なお、業務責任者、担当者、及びコーディネーター等は兼務可能とするが、

業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等の経歴を有する代替者を充てられる体制とすること。

(3) コーディネーター等の配置

①円滑なオンライン国際交流の実施に向け、コーディネートを担当する者を配置すること。

②プログラムサポーターの配置

円滑なオンライン国際交流の実施に向け、指定された回数、実施校での環境確認や準備・片付け及び不測の事態に対応するため、ICT 機器の取扱い及び連絡・調整に優れた者（以下「サポーター」という。）を配置するなど、確実に実施できる体制を整えること。

(4) 会議の開催

定期的に業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を開催する。

会議の議事録は受託事業者が作成し、甲へ共有すること。

(5) 許認可手続き等

本件業務の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続き等が生じた場合は、原則として乙が代行すること。

(6) 文書や資料等の整備と保存

本件業務で使用した文書や資料等を整理し保存すること。

(7) その他

甲からの必要な指示に応じること。

7. 費用負担について

委託料に含まれるものは、AI 英語学習アプリ導入、保守業務に係る費用、コーディネーター・サポーター費用、本業務委託に係る事務経費の全てとし、他に係る費用は請求できないものとする。

乙は、スケジュール調整に係る通信費、通信ソフト等のインストールやアップデート等を含むネットワーク環境対応に係る費用、その他の業務を遂行するにあたり必要な費用を負担するものとする。

8. 成果物

(1) 成果物は、他に指定のない限り、履行期間終了日までに甲に提出し、確認を受けること。

(2) 成果物としての書類は、任意のサイズで用紙に印刷できる形式とすること。

(3) 成果物は、電子ファイルで提出することとし、PDF 形式及び Microsoft Office2010 (word、Excel 又は PowerPoint) 以降の OpenXML 形式とすること。

(4) 成果物として、次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。

①作業計画書・工程表

\*本資料は、契約締結後、作業着手までに甲に提出し承認を受けること。

②操作マニュアル

\*管理者（教諭）向け及び利用者（生徒）向けそれぞれについて、詳細版および簡易版を用意すること。

\*機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。

③設計書（システムセットアップ内容の記載資料）

④研修報告書・資料

⑤SLA 遵守状況や障害対応実績、その他一時業務遂行に関する事項について、必要に応じて甲に報告すること。

9. 委託料の支払い等

(1) 本契約は年額払い（※実績に応じて積算するものとする。）である。

(2) 乙は、委託料を本委託業務以外の支払いに充当してはならない。

(3) 本委託業務が終了し、委託契約金額が確定した結果、乙に交付された委託料に返還額が生じたときは、乙は甲の求めに応じ、速やかに委託料を返還する。

(4) 消費税免税事業者は、委託料に消費税相当額を含めた請求はできない。

10. 留意事項

(1) 本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連等の支出関連帳票は、甲からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。

(2) 乙が他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。

(3) 甲は、インターネット環境に起因する通信の不具合等の解決のために、情報提供を行う。解決にあたっては、甲と乙が双方にて協議を行い、対策を講じ、プログラムが円滑に実施できるようにするものとする。

(4) 乙は、甲との密な連絡に努めるものとする。

(5) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに甲と乙が協議し、問題の解決を図るものとする。